

## 届出の必要な行為

下記の行為を行う時は、事前に市に届出を行うことが必要になります。届出の際には、景観形成基準が守られているかのチェックを行います。

届出対象の範囲 対象行為		中心市街地エリア			田園 エリア	有明海・ 干拓地 エリア
		城堀周辺 地区	旧城下町 地区	西鉄柳川駅 周辺地区		
①建築物の建築等 新築、増築、改築若しくは移 転、外観を変更することとな る修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更をさします。		すべての 建築行為	高さ 10m以上、 又は延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上			
②工作物の 建設等 新設、増築、 改築若しく は移転、外 観を変更す ることとな る修繕若し くは模様替 え又は色彩 の変更をさ します。	塔状工作物類、 遊戯施設類	すべての 建設行為	高さ 10m以上（ただし電柱を除く）			
	製造施設、 貯蔵施設、 処理施設、 自動車車庫等	すべての 建設行為	高さ 10m以上、又は築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上			
	垣、柵、 塀、擁壁等	すべての 建設行為	高さ 2m以上 (柵や擁壁が複合している場合はその合計の 高さとする。)			
	橋梁等	すべての建設行為	延長 20m以上			
	自動販売機、 ごみ集積場、 汲水場	すべての建設行為	-			
	水門、樋管、 農水設備等	すべての建設行為				
③開発行為		すべての行為	行為に係る土地の 面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上	行為に係る土地 の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上		
④土地の開墾及びその他 の土地の形状の変更		すべての行為	行為に係る土地の 面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上	行為に係る土地 の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上		
⑤木竹の伐採		川下りコース沿線に おける木竹の伐採 (通常の管理行為、 軽易な行為および非 常災害のため必要な 応急処置として行う 行為は除く)	-			
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 m <sup>2</sup> 以上、 又は堆積の高さ 4m以上のもの				
⑦特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧 に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物 件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又 は色彩等の照明方法の変更				